

令和5年度 第7回

江田島市農業委員会議事録

江田島市農業委員会

令和5年度第7回江田島市農業委員会議事録

日 時	令和5年10月25日(水) 14:00~14:55	場 所	わくわくセンター 2階農業研修室
出席委員	1 村上 浩司 2 清水 正子 5 川尻 一行 7 中福 留美 9 小原 正清		
欠席委員	山田 隆見 下河内 昭博 田中 正彦		
出席者 総 数	出席委員 5名		
事 務 局 職 員	事務局長 猪垣 英治 書 記 佐山 靖裕 書 記 永村 由美 書 記 久保 彰裕 書 記 藤本 沙由里		
傍 聴 者	向井推進委員		
議 事 録 署名委員	1 番 村上 委員 2 番 清水 委員		
提出議題	議事 諸報告 議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について 協議事項		

1 開 会

事務局長 皆様こんにちは、御案内の時刻より少し早いですが、皆様揃いましたので、始めさせていただきます。只今から令和5年度第7回江田島市農業委員会総会を開会いたします。令和2年11月から3年間、今回が最後の総会になります。本日の出席人数ですが、委員総数8名中5名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することを御報告させていただきます。また、議事録作成のため、本会議を録音することをお知らせさせていただきます。

それでは、最初に小原会長が、皆様に御挨拶申し上げます。

議 長 皆様、こんにちは。天気が良いすぎて、雨が無く非常に困っているところですが、皆様の作業は進んでいると思います。本日はよろしく申し上げます。事務局長からもありましたが、このメンバーでの総会は、とりあえず最後ということになります。本日も議事進行によろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。これからの議事進行は、江田島市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となります。小原会長よろしく申し上げます。

2 議事録署名者の指名について

議 長 日程第2の議事録署名者の指名ですが、本日の議事録署名者につきましては1番の村上委員と2番の清水委員の指名をお願いさせていただきます。なお、書記に猪垣事務局長、佐山書記、永村書記、久保書記の4名を指名いたします。

3 諸 報 告

議 長 日程第3の諸報告です。事務局の方から何かありますか。

佐山書記 日程第3の諸報告です。本日審議する事案について説明します。

1つ目は、農地法第3条の許可申請について。

2つ目は、農地法第4条の許可申請について。

3つ目は、農地法第5条の許可申請について。

以上です。

議 長 それでは、日程第4の議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明してもらいます。

佐山書記 議案第29号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。

令和5年10月25日提出。江田島市農業委員会 会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、A、住所、広島市安佐北区●●、職業、会社員。

譲受人、B、住所、江田島市能美町●●、職業、無職。

所在地、能美町●●字○○__番__の1筆、面積は220㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「当該地と住居が遠距離で今後、適正な管理が困難になるため、無償で譲り渡す。」

譲受人は「既存所有農地が隣地にあり一体的な管理が便利になるため、無償で譲り受ける。」

農地法第3条の権利移動の制限について、特に問題は見受けられません。以上のことから、この申請は適正であると思います。御審議をお願いします。

議 長 本日、田中委員が欠席なので事務局、お願いします。

永村書記 田中委員に代わり御報告いたします。10月16日に関係農業委員で現地確認を行いました。現地写真のとおりで問題ないかと思います。

議 長 隣地というのはハウスの隣地ということですか。

永村書記 ハウスの隣地です。

議 長 質問等はございませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 議案第30号、農地法第4条の規定による許可申請について。農地法第4条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。
令和5年10月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、申請人、C、住所、江田島市江田島町●●、職業、会社員。

所在地、江田島町●●__丁目__番__外1筆、合計面積は491㎡。

申請理由は宅地への転用で、「現在、居住している住宅が老朽化しており、建て替えが難しい高台にあるため、当該地に個人住宅を新築する。」

木造平屋建て住宅1棟、延べ床面積79.49㎡、残地は倉庫1棟、駐車場にする。以上、御審議をお願いします。

議長 山田委員が欠席のため事務局、お願いします。

永村書記 10月17日に関係農業委員で現地確認を行いました。現地写真のとおり、既に更地になっており、綺麗にされていました。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 質問等はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に移ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 議案第31号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、次のとおり許可申請があったので、農業委員会の議決を求める。令和5年10月25日提出。江田島市農業委員会会長 小原 正清。

番号1、譲渡人、D、住所、江田島市江田島町●●、職業、無職。
譲受人、E 代表社員 F 職務執行者 G、住所、千葉市中央区●●、職業、会社役員。
所在地、江田島町●●__丁目__番__の1筆、面積は996㎡。
申請理由は譲渡で、譲渡人は「高齢のため休耕状態が長く、今後、農地として利用する計画がないので、遊休農地の有効活用として太陽光発電業者に有償で譲り渡す。」
譲受人は「売電事業に新規参入し安定した売電収入を得るため、当該地を有償で譲り受け太陽光発電設備を設置する。太陽光パネル188枚、発電出力49.5kW。」です。以上、御審議をお願いします。

議長 こちらも山田委員欠席のため事務局、お願いします。

永村書記 10月17日に現地確認に行きました。当該地は■■の土地で、進入路が心配でしたので確認しましたところ、隣にある江田島市の倉庫が建っている土地があり、その江田島市の土地を通らしてもらう話についてはついているそうです。転用について問題ないかと思います。よろしくをお願いします。

議長 御質問等はございませんか。市の土地を通るとはどういうことですか。

佐山書記 写真のとおり倉庫が二つありそこは市の土地になり、そこを歩いて作業車が入って作業をするということです。

議長 それは設置の時の作業もあるし、それ以降はあまりなくなるでしょうが、普段の管理とかの時も通るのですか。

佐山書記 私たちは工事のことしか聞いてないです。

議長 設置した以降の管理のときはどうするのか。

佐山書記 それは財政課との契約なので分かりません。

議長 普通はあまり使わせないですよ。

佐山書記 木の伐採や草刈りをしてもらっているのを通ってもらうようです。

議長 他には質問はございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号2、譲渡人、H、住所、広島県安芸郡●●、職業、パート。
譲受人、I、住所、江田島市江田島町●●、職業、理学療法士。
所在地、能美町●●字○○__番__、面積は465㎡。
申請理由は有償譲渡で、譲渡人は「市外に居住し高齢で適正な管理が困難なため、有償で譲り渡す。」
譲受人は「当該地に自宅を新築する計画があるため、有償で譲り受ける。木造平屋建て住宅1棟、延べ床面積105.99㎡。」以上、御審議をお願いします。

議長 川尻委員、お願いします。

川尻委員 事務局の説明のとおり、間違いありません。よろしくをお願いします。

議長 質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長	<p>全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。</p>
佐山書記	<p>番号3に移ります。番号3は、以前4月に出た5条の案件で保留になっていたものです。</p> <p>番号3、譲渡人、J 外2名、住所、江田島市江田島町●●、職業、農業。 譲受人、K株式会社 代表取締役 L、住所、広島市佐伯区●●、職業、会社役員。</p> <p>所在地、江田島町字○○__番__、面積は2,587 m²。</p> <p>申請理由は譲渡で、譲渡人は「耕作放棄地になっている当該地の有効活用として、太陽光発電業者である譲受人からの申し出があったため、有償で譲り渡す。」</p> <p>譲受人は、「遊休農地の有効活用として太陽光発電設備を設置するため、有償で譲り受ける。太陽光パネル760枚、発電出力249.9kW。」</p> <p>本案件は、4月第1回総会で保留となっていた案件です。工事の見直しと周辺土地の所有者への周知を行っております。半年時間が経過しておりますので、本議案として申請したものとして皆様の御審議をしていただくこととしました。以上、御審議をお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件は、半年経ったということで、特に斜面からの雨による下の民家への心配もあり地域住民への説明をして欲しいという話で留保していた案件です。質問等ございますか。</p>
佐山書記	<p>少し、事務局から説明があります。別添資料を御覧ください。</p> <p>1枚目がパネルを置く配置図と下の赤い線のところに土留め対策として土嚢を積むと業者が提案してきました。パネルの寸法や地面に深く入る支柱などの図面も提出して、裏面を見ていただくとわかるように、かなり大きめの土嚢を土留めとして置くそうです。崩れないような対策を行うそうです。</p> <p>3枚目に、隣接地同意確認報告書、令和5年9月21日とあります。K株式会社から実際に出された資料のコピーになります。近隣周辺の土地所有者に周知をしましたという確認書になります。</p> <p>次の資料、様式第2-10-1号と書かれた資料、農業委員会会長の名前で条件を付して許可とします。もちろん皆様が許可してくれたらの案件ですが。</p> <p>裏面に、法面等に太陽光発電設備を設置する場合とあります。まさに今回の案件と同様の内容で毎年2月末までに、太陽光発電を設置した法面等の状況報告書と一緒に写真を添付して農業委員会に提出することが義務付けられています。この条件を付して許可となりますので毎年の状況はわかると思います。以上でK(株)関係の新たに出しました資料になります。</p>
議長	<p>御質問等ございませんか。</p>
川尻委員	<p>写真だけでは、土嚢だけ積むのですか。</p>

佐山書記 土嚢だけです。

川尻委員 排水はないのですか。

佐山書記 排水はないです。

川尻委員 大丈夫なのですか。

佐山書記 豪雨並みの大雨が降った日に現地を実際に見てきたのですが、太陽光が無い今でも滝のように流れています。

川尻委員 それこそ排水をちゃんとしないと崩れるのでは。土嚢ぐらいならひっくり返るのではないか。

佐山書記 太陽光が無い今でも土砂崩れしそうなのに、太陽光発電を置いたから土砂崩れがある理由は無いと言われる。

川尻委員 初めにしっかりしていないと土砂崩れしたときに大変なことになりますよ。

村上委員 ずれ防止に土嚢を置く。

川尻委員 土嚢を置いても排水をどこかに逃がす策をしていないと土嚢だけでは心配なのでは。

村上委員 角の方は逃がすようになっているのでは。

川尻委員 説明だと土嚢のみだった。

佐山書記 土嚢だけです。

村上委員 例えば土嚢のところにブルーシートを敷いたりするとかはどうですか。

議長 それだと、まとめて流れるのでよくない。

佐山書記 土嚢だと浸透していいのでは。

川尻委員 コンクリートではないので、隙間から出てよくないのではないですか。

佐山書記 その方が排水されて良いのではないか。

川尻委員 水の量が問題なのでは。

議 長 今でも大雨が降ったとき雨水が凄い状態だけど、特段問題が起きてないので、新たにするとということを請求はできないということです。

村上委員 土嚢を置いて逆に良くなる可能性もあるのではないかな。

議 長 それはわかりません。土砂崩れが起きた場合の防止対策なので、排水の問題まではわかりません。

佐山書記 1年に1回の報告義務があるので、現地写真と一緒に提出される。

議 長 本当は流すようにした方が良いのだが、今度は受ける場所がないのです。

佐山書記 確認してもらったとおり、細い道なので下に水路がない。

議 長 まとめて受けられたらオーバーフローしてしまう。

佐山書記 今年の7月の大雨が降ったときに、事務局で確認に行きました。そのとき、細い里道が、どこが道なのか、分からないぐらいになっていました。更に反対側の農道からも雨水が流れ、川のようになっていました。

村上委員 住宅が下にありますよね。そこに影響は特段問題ないということですか。

佐山書記 あそこには入ってなかったのですが問題ないと思います。
市役所土木関係の人にも聞いたのですが溝を掘ると逆に危なくなると言っていました。溝を掘って誘導するとオーバーフローして危ないので浸透した方がよいのではないかとおっしゃっていました。

議 長 他に質問等はありませんか。

委 員 無しの声あり。

議 長 無いようですので採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号3の案件について、K株式会社の担当者の方にこういう条件が付いて許可とします。毎年の報告がいきます。と伝えてありますので条件付き許可となります。

番号4は、申請者の都合により取下げとなりましたので省きます。

番号5、譲渡人、M、住所、江田島市大柿町●●、職業、無職。

譲受人、N、住所、東京都台東区●●、職業、会社員。

所在地、大柿町●●字○○__番__、面積は19.63㎡。

申請理由は贈与で、譲渡人は「当該地の売却に伴う境界確定により、境界が誤っていた。今回、測量を行い分筆して無償で譲り渡す。」

譲受人は、「自宅の擁壁が隣接地にはみ出していたため、測量を行い分筆登記し無償で譲り受ける。」以上、御審議をお願いします。

議長 中福委員、お願いします。

中福委員 ここは以前、地目変更して家を建てられるということで譲る場所なのだが、そのとき、ちゃんと申請して良い具合になるといいねと話をしました。適正であると同時に、承認していただいて正常化しなければいけない場所だと思いますので、よろしくお願いします。

議長 御質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で許可とします。事務局は、次をお願いします。

佐山書記 番号6、譲渡人、O、住所、廿日市市●●、職業、無職。

譲受人、P株式会社 代表取締役 Q、住所、神戸市兵庫区●●、職業、会社役員。

所在地、江田島町●●__丁目__番の__筆、面積は94㎡。

申請理由は譲渡で、譲渡人は「市外に居住しており長い間、休耕状態であり譲受人から申し出があったため、有償で譲り渡す。」

譲受人は「一体的に駐車場として利用する計画があるため、有償で譲り受け、雑種地に転用する。」以上、御審議をお願いします。

議長 この案件につきましては、私が御説明いたします。前回も説明しましたが、何筆かたくさんある中の一つになり、まとめてできないので、あったところから申請が出てくるといった状況です。質問等ございませんか。

委員 無しの声あり。

議 長 採決に入ります。許可することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員 全員挙手。

議 長 全会一致で、本案件については許可といたします。以上で5条の審議を終わ
りまして、事務局から何か連絡事項はありますか。

佐山書記 11月からの農業委員・推進委員の辞令交付式等について説明する。

議 長 以上をもちまして、農業委員会の総会を終了とさせていただきます。ありが
とうございました。